

レキオス倶楽部代理店 規約

01 はじめに

株式会社レキオスソーシャルネットワーク（以下、「当社」）は、住みよい社会づくりを実現するために地域に絆を取り戻す活動を目的とした会社です。本規約は、当社の取扱い商品やビジネスプランを理解した上で皆様が安心して参画できるようにまとめています。また当事業は、レキオス倶楽部会員向けの事業となります。

※レキオス倶楽部とは、沖縄が抱える様々な社会課題を解決するために、地域の企業や人々の想いを繋げた社会プラットフォームです。そのプラットフォーム創りに参画したり、プラットフォーム内の各種サービスを受ける会員の事をレキオス倶楽部会員といいます。

商品購入及びレキオス倶楽部代理店登録にあたっては、本規約をよくお読みになり、賛同された方のみご契約下さい。

また、レキオス倶楽部代理店として活動を希望される方は、本規約の記載内容を遵守しなければなりません。記載内容を遵守しない場合は、除名処分や活動停止等の措置を講じることがあります。本規約に関するご質問は、当社カスタマーセンター（098-941-3365）にお問合せ下さい。また当社は記載事項について必要に応じ、当社の専らの裁量により訂正、変更をする権利を有します。

02 会社概要

会 社 名：株式会社レキオスソーシャルネットワーク

代 表 者：源河光雄

設立年月日：2019 年 4 月 15 日

所 在 地：〒902-0068 沖縄県那覇市真嘉比 1-1-1 レキオスおもろまち駅前ビル 7F

連 絡 先：TEL. 098-941-3365

FAX. 098-941-3191

MAIL:contact@lequios-sbn.co.jp

U R L：http://www.lequios-sbn.co.jp/

03 レキオス倶楽部代理店の権利と特典

1. 代理店活動

当社が指定する商品、サービスを、当社の代理店として一般消費者等に販売/紹介する権利を得ます。指定商品、サービスとは、モバイル等の通信契約の紹介があります。逐次、商品企画を行いますので、当該時点での商品、サービスの詳細については、当社 WEB に掲載いたします。またこれらを販売することによって、当社からの紹介・販売手数料が支払われます。

※紹介や販売回数については制限なく、各代理店の意思によります。

※取扱商品については、末尾の別表にて確認出来ます。

2. レキオス倶楽部ネットワーク内の活用

レキオス倶楽部ネットワーク内で、自身が取扱う商品やサービス、また知識やスキル等を提供及び紹介する事で収入を得られます。

3. レキオス・コアの利用

①レキオスおもろまち本社

所在地：〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 4-19-16

営業時間：10：00～18：00

定休日：年末年始、旧盆

(1)研修室

利用料金：1 時間 4,400 円（税込）

②レキオス・コア宜野湾

所在地：〒901-2213 沖縄県宜野湾市志真志 4-30-6

営業時間：10：00～18：00

定休日：年末年始、旧盆

(1)フリーシート

利用料金：無料

(2)研修室

利用料金：1 時間 3,300 円（税込）

③レキオス・コア安慶名

所在地：〒904-2214 沖縄県うるま市安慶名 1-8-55

営業時間：10：00～18：00

定休日：水、日、年末年始、旧盆

(1)フリーシート

利用料金：無料

(2)イベント（※当施設の貸切を指します）

利用料金：1 時間 1,650 円（税込）

(3)レンタルボックス

利用料金：1 か月 1,100 円（税込）

※詳細は <http://sbn.lequios-club.jp/> からご確認下さい。

04 レキオス倶楽部代理店登録の方法、および条件

1. レキオス倶楽部代理店登録条件

①登録の条件

- (1) 個人の場合、20 歳以上に限り登録が可能です。但し、学生は登録できません。
※18 歳以上（高校卒）の未成年者については、当社が成人と同等の判断力を有すると認めた場合は登録を可能とします。その際、親権者同意書と親権者の本人確認書類の添付を要します。
※社会人学生等、当社が認めた場合は学生においても登録を可能とします。
- (2) 法人の場合、代表者（代表者は 20 歳以上に限ります。また学生は不可とします。）による申し込みによって登録が可能です。登録の際は審査申込みとともに、登録する法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の提出（取得後 3 ヶ月以内のもの）、代表者の「本人確認書類」の提出が必要となります。
- (3) 沖縄県に住所をお持ちの方。または沖縄県で仕事をされている方。
- (4) 外国籍の場合、本ビジネスを行うことが可能な在留資格（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」）又は特別永住者たる地位を有しており（当該法的地位は本ビジネスを行う限り、継続して必要となります）、日本語を十分理解できること、また登録申請日以降 6 ヶ月以上日本に滞在し一定住所に居住していることが確実な方。または弊社が認めた場合は登録を可能とする。レキオス倶楽部代理店登録の際は、在留カード又は特別永住者証明書の原本を提示し、かつ写しを提出することが必要となります。なお、「経営・管理」の在留資格を有する外国人の方が代表者を務める会社が、法人としてのレキオス倶楽部代理店登録を希望される場合は、お問合せ下さい。

②登録の申請に必要なもの

- (1) 本人確認の為に当社指定の本人確認書類の写しのご提供が必要となります（在留カード及び特別永住者証明書については、原本の提示も必要となります）。本人確認書類は以下の通りです。本人確認書類には氏名・住所・生年月日の記載があり、ご登録いただいた情報と一致している必要がございます。
A:運転免許証、B:日本国パスポート（補助書類が別途必要）、C:身体障害者手帳、D:在留カード、E:精神障害者保健福祉手帳、F:特別永住者証明書、G:住民基本台帳カード、H:被保険者証 国民健康保険（補助書類が別途必要）、I:健康保険証（補助書類が別途必要）。お引っ越しなどで本人確認書類と現住所が異なる場合は上記本人確認書類のいずれか 1 点に加えて、下記のいずれか 1 点の補助書類をご用意ください。J:住民票または、公共料金領収書（発行から 3 か月以内で公共料金領収書は現住所の記載があるもの）
- (2) 登録希望住所と「本人確認書類」の住所が異なる場合は、登録希望住所が確認できる「公共料金領収書」を併せてご提出ください。
- (3) 当社の審査に承認され、初期費用のお支払いが必要です。

③その他

- (1) 以下に定める者は、登録できません。
反社会的勢力関係者／破産者、成年被後見人／懲役または禁固の刑に処せられた者／国家公務員、地方公務員／住所不定の者／被補助人／被保佐人／以前、登録をしており、何らかの理由で除名処分に

なった者／クーリングオフ及び退会手続完了日の翌月から起算して3ヶ月以上経過していない者／
その他レキオス倶楽部代理店として適格でないと当社が判断した者／日本国内金融機関に本人名義
の口座を所有していない者

- (2) 登録資格のない者が登録していることが後に発覚した場合、発覚した時点で除名処分となります。
除名となった場合、登録時に遡り紹介・販売手数料受給資格を失効し、それまでに受給した紹介・
販売手数料は全額返金していただきます。
- (3) 当社はレキオス倶楽部代理店に対し、本人確認等のために当社指定の本人確認書類の写しの提供及
び原本の提示を請求する権利を有します。

2. レキオス倶楽部代理店の登録申請の手順

- ①当社等から本規約を受領し、内容を十分にお読み頂き、ご理解ご納得を頂いた上で申請をして下さい。

※以下の項目については必ずご確認ください。

- (1) 本ビジネスの目的について
 - (2) 料金について
 - (3) 登録の条件について
 - (4) レキオス倶楽部代理店の権利と特典について
 - (5) 紹介・販売手数料について
 - (6) クーリングオフを含む契約の解除について
 - (7) レキオス倶楽部代理店活動を行うにあたって、禁止事項・その他規約を遵守しなければならないこ
と
- ②申請の際には WEB、または書面により申込みをして下さい。その際、本人確認書類の提出が必要です。

- ③審査の承認がおり次第、申込者へ審査完了報告と初期費用の入金方法について SMS をお送りします。

申込者はクレジットカード決済、銀行振込、コンビニ決済のいずれかで支払いが可能となります。なお
その際の振込手数料、コンビニ決済手数料 242 円（税込）はレキオス倶楽部代理店負担となります。

- ④契約成立日は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす時に成立します。

- (1) 申込が当社に到達すること。
- (2) 当社の審査基準にて承認を受けること。
- (3) 当社にて指定された方法にて、初回費用を代理店が支払うこと。

※初期費用のお支払いが、入金方法の SMS が到着した翌月末日までに確認できなかった場合は自動
的に審査申込の申請を取り消しとします。

3. 初期費用

①初期費用は次の通りです。

年会費	料金	支払
① レキオス倶楽部会員費	13,200 円 (税込)	毎年

- ・レキオス倶楽部代理店はレキオス倶楽部の会員である事が条件となる為、会員費用となるレキオス倶楽部会員費の支払いが必要となります。
- ・初期費用の支払い月の翌月から 1 年間を対象期間とし、次年度分の支払方法は、前年最終月の月額利用料と一緒に支払います。
- ・レキオス倶楽部年会費の支払いは、紹介・販売手数料の取得条件となります。

月会費	料金	支払
② 月額利用料	7,700 円 (税込)	毎月

- ・月額利用料はレキオス倶楽部代理店の権利と特典を得るための費用となります。
- ・月額利用料は前払いとなり、初期費用の支払い月の月額利用料は無料となります。
- ・月額利用料の支払いは、紹介・販売手数料の取得条件となります。

初期費用①+②	20,900 円 (税込)
---------	---------------

②初期費用の支払方法は、以下の方法となります。

【クレジットカード決済】決済手数料のご負担はございません。

【銀行振込】各銀行の振込手数料は、ご負担いただきます。

【コンビニ決済】1 件あたり 242 円 (税込) の手数料をご負担頂きます。

- ・初期費用の振込み、また何らかの事情で銀行振込が必要となった場合は、下記の口座にお振込となります。

お振込先口座情報①			
振込先金融機関	琉球銀行	店名	真嘉比支店
取引種類	普通	口座番号	74195
口座名義	株式会社レキオスソーシャルネットワーク 代表取締役 源河光雄		

お振込先口座情報②			
振込先金融機関	沖縄銀行	店名	曙町支店
取引種類	普通	口座番号	1615915
口座名義	株式会社レキオスソーシャルネットワーク 代表取締役 源河光雄		

お振込先口座情報③			
振込先金融機関	沖縄海邦銀行	店名	新都心支店
取引種類	普通	口座番号	186754
口座名義	株式会社レキオスソーシャルネットワーク 代表取締役 源河光雄		

③初期費用入金後に不備があった場合、その不備が解決され当社で登録処理が完了した日が契約締結日となります。

④審査申込が当社へ到着してから3ヶ月間入金の確認が取れない場合、審査申込の書面等は当社にて破棄させていただきます。

4. レキオス倶楽部代理店の有効期限について

月額利用料の未払いが2ヶ月続いた場合、自動的に解除となります。

5. その他

①本ビジネスにおける権利の効力は日本国内に限定します。

②レキオス倶楽部代理店登録内容の変更(法人、個人)個人から法人、法人から個人の変更は、代表者や取締役に関し変更が可能です。個人登録から法人登録に変更する場合は、当社が承認した場合に限り、所定の申請書とともに登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の提出(取得後3ヶ月以内のもの)が必要となります。

③相続について

レキオス倶楽部代理店の権利を持つ方が死亡した場合、相続人が相続開始を知った時から3ヶ月以内を期日とします。それらを証明する法的書面とともに必要書類を当社へ提出頂き、当社が妥当と認めた場合に限り名義変更が可能です。対象者は本人の2親等までとなります。

④登録したレキオス倶楽部代理店情報に変更があった場合は、所定の申請書に必要事項を記入の上、速やかに当社まで提出してください。

⑤名義変更について

正当な理由があり、当社が妥当と認めた場合に限り名義変更が出来ます。

05 レキオス倶楽部代理店 月額利用料

毎月1回の月額利用料のお支払いをすることでレキオス倶楽部代理店の権利と特典を受けることができます。月額利用料の支払方法は口座振替またはクレジットカード決済からお選びいただけます。なお月額利用料は翌月分の前払いとなります。

①口座振替は原則、初期費用をお支払いした月の翌月27日から開始します(但し、27日が金融機関休業日の場合は翌営業日に実施)。なお振替日10営業日前までに口座振替の登録が必要となり、前月の27日に引落しを実施します。また口座振替1件あたり110円(税込)の手数料はレキオス倶楽部代理店負担となります。

- ②クレジットカードの場合は、前月 27 日決済を行います。クレジットカードはレキオス倶楽部代理店本人名義のカードのご利用に限ります。利用できるクレジットカードは VISA、MasterCard、JCB、AMEX、Diners となります。
- ③何らかの理由で口座振替、クレジットカード決済が出来なかった場合は SMS にてコンビニ決済の通知をお送りいたしますので、コンビニエンスストアにてコードを発行し決済を行ってください。その際の 1 件あたり 550 円（税込）の決済手数料はレキオス倶楽部代理店負担となります。
- ④月末の締め日までにお支払いが確認できなかった場合は SMS にてコンビニ決済の通知をお送りいたしますので、コンビニエンスストアにてコードを発行し決済を行ってください。締め日を過ぎてお支払いの確認ができた場合は、対象月に遡って手数料を算出し、お支払いを確認できた月度の手数料と合わせてお支払いいたします。

0 6 代理店活動(業務)の提供、斡旋についての条件

1. 提供し、斡旋する代理店活動（業務）について

当社が指定する商品、サービスを、当社の代理店として一般消費者等に販売/紹介する権利を得ます。指定商品、サービスとは、モバイル等の通信契約の紹介があります。逐次、商品企画を行いますので、当該時点での商品、サービスの詳細については、当社 WEB に掲載いたします。またこれらを販売や紹介することで、顧客より現金やクレジットカード、口座振替にて利用料金を支払って頂き、支払い月の翌月に当社から紹介・販売手数料を代理店指定の口座へ支払います。

※会社が指定する商品、サービスの代理店活動条件については、各商品、サービスに応じて決定されます。各規約等をご確認下さい。

2. 期間内に提供し、斡旋する代理店活動の回数について

紹介や販売回数について制限はなく、各代理店の意思によります。

3. 代理店活動に対する紹介・販売手数料の単価、またその計算の方法について

レキオス倶楽部代理店は、代理店活動によってサービス提供者とサービス利用希望者との間においてサービス利用契約等が成立した場合には、当社が定める条件に従い、レキオス倶楽部代理店に対して紹介・販売手数料を支払うものとします。

【紹介・販売手数料一例】

レキオスモバイル（通話・通信 SIM30G）：基本料金の 9～11%

レキオス光・ダイレクト・スマートウェイ：基本料金の 7～10%

※サービス利用者が基本料金の満額を支払った翌月 25 日に紹介・販売手数料を支払うものとします。

※レキオス倶楽部会員費、月額利用料を支払う等代理店条件を満たしていれば、対象契約が継続する限り、紹介・販売手数料を支払うものとします。

なお、紹介・販売手数料は各サービスに応じて支払い金額や条件が決定されます。追加されるサービスについては、当社 WEB に逐次掲載しますのでご参照下さい。

4. 紹介・販売手数料を振込対象額について

紹介・販売手数料は振込対象額合計が 3,000 円以上となった際に支払います。なお、振込額が 3,000 円未満の場合は翌月へ繰越し 3,000 円以上になった時点で支払います。振込対象額は繰越金額+当月紹介・販売手数料+その他調整額の合計とし、事務手数料を差引く前の金額とします。

5. 紹介・販売手数料の支払時期及び方法その他の業務提供利益の支払の条件

- ①紹介・販売手数料は毎月月末で締め、翌月 25 日に指定口座へ振込みます。なお、支払日が金融機関休業日にあたる場合は、金融機関の翌営業日に支払います。
- ②紹介・販売手数料を取得するためには、当月において月額利用料のお支払いを行っていて各紹介・販売手数料の取得条件を満たしている必要があります。
- ③紹介・販売手数料は振込額が 30,000 円未満の場合は 55 円（税込）、30,000 円以上の場合は 165 円（税込）となります。紹介・販売手数料は事務手数料を差引いた額を振込みます。その際の事務手数料はレキオス倶楽部代理店の負担となります。
- ④紹介・販売手数料口座は沖縄県内 3 銀行（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行）がご指定いただけます。
- ⑤同月の紹介・販売手数料が 12 万円を超える場合は源泉徴収を行います。但し、法人登録の場合は税務申告を行っているものとして源泉徴収を行いません。
- ⑥ 紹介・販売手数料支払後、各種サービスにて定めた規約内で返品・解約等が発生し過剰支払いとなった紹介・販売手数料は、次回の紹介・販売手数料支払時に相殺します。なお、支払明細上マイナスが生じた際は振込による支払いを依頼する場合があります。お支払いいただく場合は書面により通知を行いますので、当社が書面にて指定した期日までに指定口座へ振込ください。また、振込手数料はレキオス倶楽部代理店の負担となります。
- ⑦ 紹介・販売手数料以外に、レキオス倶楽部より個別に業務を委託する際には双方の協議の上で業務内容及び手数料を決定するものとします。
- ⑧ 10 万円以上の場合は紹介・販売手数料の 3%、30 万円以上の場合は紹介・販売手数料の 5%を寄付致します。なお、寄付対象先については、寄付時の世情に応じて選定致します。また寄付控除の対象になりません。

07 倫理綱領

1. 禁止行為

以下の事項は当社が定める禁止行為であり、レキオス倶楽部代理店本人が行うことはもちろんのこと、他のレキオス倶楽部代理店を教唆することも禁止します。禁止行為に違反があった場合は罰則規定に記載の処分を受ける場合があります。

管理、指導、監督責任があると判断されるユーザー会員等が該当した場合も連帯責任を負うものとします。

- ①レキオス倶楽部代理店の登録条件を満たさない者が、レキオス倶楽部代理店登録を行うこと
- ②相手側の判断力不足に乗じ、契約を締結させること

- ③消費者金融等の利用による商品購入を勧めることや、金銭の貸借を含む融資の斡旋を行うこと
- ④契約の意志がないと既に表明している方に、長時間に亘り、強引に説得を行うこと
- ⑤夜 9 時以降の深夜、あるいは朝 8 時以前の早朝に相手の同意なしにレキオス倶楽部代理店活動を行うこと
- ⑥あたかも公的機関から何らかの承認を受けているかのように勧誘を行うこと
- ⑦心理的、精神的不安状態に陥らせる等の行為をもって勧誘すること
- ⑧道路その他の公共の場所において、相手方の進路に立ちふさがり、または相手方につきまとい勧誘すること
- ⑨道路、公共機関、民間施設等でのキャッチセールスやビラ配り等を許可なく行うこと
- ⑩各種契約を締結する場合に、不当に不利益になる特約を規定すること
- ⑪規約等で認められていない事項を、レキオス倶楽部代理店が本人の裁量で取引の相手方に口頭で約束すること
- ⑫レキオス倶楽部代理店が当社の役員、従業員と名乗ること(レキオス倶楽部代理店は独立した事業主とします)
- ⑬レキオス倶楽部代理店の登録条件を満たさない者及び未登録の者が、レキオス倶楽部代理店の従業員となり実質的にビジネス活動をすることや、レキオス倶楽部代理店の権利と特典を享受すること
- ⑭代筆、名義の貸借、架空名義、相手に無断での申込書の作成、虚偽事項の記載を行うこと
- ⑮本活動の契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること及び芸名・ペンネーム・通称等、運転免許証等の公的書類と異なる名義での申込をすること
- ⑯契約条件その他対象サービス等に関し、虚偽の説明を行い、または事実の説明を行わないことにより、誤認させること
- ⑰レキオス倶楽部代理店が当社の承認無しに、名称やロゴ・商標・著作物をコピーや転写すること及び資料・文書・名刺等を作成すること
- ⑱レキオス倶楽部代理店が、当社の承認を得ずに、雑誌・出版物・インターネット・ラジオ・テレビ・折込広告・DM 等のメディアを用いて、本ビジネスの宣伝広告及び販売行為を行うこと
- ⑲当社または相手の許可なく、承諾のない者に対して営業の SNS・メールを送信すること
- ⑳本規約及び当社の発行する書面の内容を改ざんすること
- ㉑当社が発行する書冊、カタログ、資料以外の、各レキオス倶楽部代理店が任意で作成した補助用品に誇大表示をすること及びそれを使用し営業すること
- ㉒当社及び本ビジネス、他のレキオス倶楽部代理店のイメージを傷つける行為
- ㉓取扱商品の評判、印象等に悪影響を及ぼす行為
- ㉔法令、監督官庁の指示・指導等に違反した行為
- ㉕宗教活動および政治的勧誘に該当する行為
- ㉖その他、公序良俗に反する行為、社会的、教育的に悪影響を及ぼす行為
- ㉗その他、著しく当社及び他のレキオス倶楽部代理店に対して不利益をもたらすと思われる発言、行為をすること
- ㉘当社の許可なくレキオス倶楽部代理店資格の譲渡はできません。
- ㉙反社会勢力あるいはそれに類する者との契約。

2. レキオス倶楽部代理店の責務

レキオス倶楽部代理店登録をすれば、必ずレキオス倶楽部代理店としての活動をしなければならないという義務はありません。但し、代理店活動を行う際は、本規約等の内容に基づき、すべての規定を遵守しなければなりません。

- ①レキオス倶楽部代理店は、本規約等の内容を理解した上で、正しいルールに基づき、レキオス倶楽部代理店としての自覚と誇りをもって、健全な代理店活動を行ってください。
- ②代理店活動を行うにあたり、相手側に対し、当社が予め提供した情報を事前に了承した方法で説明するものとします。
- ③契約に関する重要事項は、必ず相手方に説明し、理解、納得を得てください。
- ④契約条件その他対象サービス等に関し、虚偽の説明を行い、または事実の説明を行わないことにより、相手側を誤認させてはならないものとします。
- ⑤代理店活動に伴い、ユーザー会員登録希望者、また第三者からの苦情または解約等の消費者問題が発生した場合、当該代理店活動を行ったレキオス倶楽部代理店は、すべてその責任と費用で解決し、当社には何らの迷惑もかけないことを確約し保証するものとします。
- ⑥レキオス倶楽部代理店は当社のイベント等に積極的に参加し、代理店活動の向上に努める必要があります。
- ⑦レキオス倶楽部代理店は、利益や成功を保証されるものではなく、本人の努力の結果、すなわち実績に応じて利益が得られます。よって、いかなる形態においても所得の保証はなされません。
- ⑧レキオス倶楽部代理店は独立した事業主であり、本人の事業に関する決定事項や収入、支出に対しての責任を負わなければなりません。
- ⑨代理店活動に伴い紛争が生じた場合は、その解決方法等はすべて当社の指示に従っていただきます。
- ⑩レキオス倶楽部代理店は、日本国内で定められている法律及び規則を遵守しなければなりません。
- ⑪レキオス倶楽部代理店は、日本国内で定められている税法に従い、納税しなければなりません。
- ⑫レキオス倶楽部代理店は、本ビジネスによって得た所得を、所得税法に従い毎年確定申告をしなければなりません。また当社から「確定申告の写し」の提出を求められた場合は、2週間以内に必ず提出しなければなりません。
- ⑬レキオス倶楽部代理店は、当社が主催する各種会合・イベント・研修・セミナー等に参加する場合は当社が事前に承認した場合を除き男女を問わずビジネスに相応しいスタイルでの参加を義務とします。
- ⑭レキオス倶楽部代理店が、本ビジネス以外の職に就いている場合は、当然ながらその就労上の規則等を遵守しなければなりません。

3. 罰則規定

- ①当社の審査により、レキオス倶楽部代理店が以下の事項のいずれかに該当する、または該当事由の発生に指導、管理、監督責任があると判断した場合は、諸般の事情を考慮した上で以下のいずれかの処分または複数の処分に付することができるものとします。

(1)除名処分

- (2)レキオス倶楽部代理店資格停止処分
 - (3)紹介・販売手数料の減額及び支払の停止処分
 - (4)戒告等の懲戒処分
 - (5)注意・警告
 - (6)罰則としての紹介・販売手数料相殺
- ②レキオス倶楽部代理店資格の停止の場合、該当する事由が解消されたと当社が判断した際に、当該レキオス倶楽部代理店の資格を再承認する場合があります。レキオス倶楽部代理店資格を停止、取消しされている間に発生している紹介・販売手数料は、いかなる理由であっても、当社に請求できません。上記(1)～(4)の懲戒処分となったレキオス倶楽部代理店資格の全ての権利は当社に帰属し、当社が管理するものとします。
- ③以下の事由により当社が損害を被った場合は、当該レキオス倶楽部代理店には当社に対し損害を賠償して頂きます。また問題解決に当たり、当社に協力して頂きます。
- なお、本条項はレキオス倶楽部代理店資格喪失後も有効とします。
- (1)当社の定める禁止事項、規約等の条項に違反した場合
 - (2)本規約の定めるレキオス倶楽部代理店の責務を怠った場合
 - (3)各種サービスの説明を怠った場合
 - (4)消費生活センター及びその他公的機関の指導を受ける等の消費者問題を引き起こした場合
 - (5)レキオス倶楽部代理店間で金銭問題、異性問題等の重大な紛争を引き起こした場合
 - (6)レキオス倶楽部代理店としての品位を傷つけ、適正を欠くと当社が判断した場合
 - (7)公序良俗に反する発言、行為をしたと当社が判断した場合
 - (8)反社会勢力あるいはそれに類する者を契約した場合
 - (9)その他、レキオス倶楽部代理店として相応しくない発言、行為をしたと当社が判断した場合

0 8 契約の解除・解約・撤回

- ①レキオス倶楽部代理店は、代理店契約を解除または解約するときは当社に対しその旨を書面により通知するものとします。
- ②代理店契約は、前項に定める通知を当社が受領した日をもって終了とします。
- ③クーリングオフ期間終了後にレキオス倶楽部代理店登録の撤回を行う場合は、解約となります。解約する場合は解約届を当社に提出してください。
- ④除名および解除等の失効理由に関わらず、レキオス倶楽部代理店資格を失効したレキオス倶楽部代理店は紹介・販売手数料を受給する権利が喪失します。但し通常解約の場合、支払済みの月額利用料の対象月の紹介・販売手数料までは支払います。
- ⑤解約を申し出た時点（資格を失効した時点）で、それまでにお支払い済みの会費の返金はされません。また、毎月 10 日以降に申し出た場合（資格失効の場合）は、申し出た月の翌月の月額利用料が請求されるものとし、会費の返金はされません。
- ⑥レキオス倶楽部代理店資格を失効しても、原則、レキオス倶楽部会員は継続します。

- ⑦解除・解約・撤回によりレキオス倶楽部代理店に損害が生じても当社は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また当社に損害が生じた場合は、当該契約解除・解約・撤回に関わる全ての費用についても、代理店は支払いを行うものとしします。
- ⑧レキオス倶楽部代理店契約が終了した場合は、その理由のいかんを問わず、終了時点以降、一切の代理店活動を行ってはなりません。
- ⑨レキオス倶楽部代理店契約が終了した場合は、当社から提供あるいは貸与された物（その複製品を含む）を速やかに当社に返還するとともに、レキオス倶楽部代理店の費用負担で、商標等の表示をただちに抹消あるいは撤去するものとしします。
- ⑩レキオス倶楽部代理店契約が終了後、当社が要請した場合は、その取り次いだ契約者に関する業務の引継ぎを行うものとしします。なお対価が発生する場合は、別途レキオス倶楽部代理店と当社で協議するものとしします。

09 個人情報の取扱

個人情報保護基本方針

- ①当社は、個人情報の保護について極めて重要なことと認識しており、レキオス倶楽部代理店のプライバシーを最大限に尊重し、その管理と保護を行い、継続的に改善・向上に努めます。
- ②個人を識別できる情報、及び当該個人が購入した商品やサービス等の情報を「個人情報」と定義します。
- ③当社が把握しておりますレキオス倶楽部代理店の個人情報については以下のような目的で利用させていただきます。
 - (1)当社の商品・サービス・セミナー・イベント・会報等の情報を提供するため。
 - (2)商品の発送、アフターサービス、販売・マーケティング
 - (3)宣伝物、印刷物の送付、営業活動のため。
 - (4)レキオス倶楽部及びレキオスグループ(提携会社を含む)各種商品・サービス等のご案内・提供、維持管理、開発・充実のため。
 - (5)その他上記業務に関連・付随する業務。
- ④レキオス倶楽部代理店登録が完了した後、レキオス倶楽部代理店番号・氏名・住所・電話番号・購入実績・返品履歴等の個人情報を第三者に提供する場合があります。
 - (1)商品・サービス情報を提供する場合
 - (2)各種通知書類などをレキオス倶楽部代理店に送付する目的で、業務委託先に対して必要な情報を提供する場合
 - (3)裁判所・警察、またはこれに準じた権限を有する機関から書面での照合があった場合
- ⑤レキオス倶楽部代理店は当社に登録したことで知り得た個人情報などを自己の責任において管理し、第三者に漏洩したり、不当な目的のために利用したりしてはなりません。
- ⑥個人情報の取扱いに関するご質問・ご相談は、当社までお問い合わせください。

10 抗弁権の接続

レキオス倶楽部代理店は、クレジット会社等の割賦購入斡旋業者から割賦による代金支払いの請求を受けたときに、当該商品もしくは当該権利の販売につき、それを販売した業者(当社)に対して生じている事由をもって当該支払いの請求をする割賦購入斡旋業者に対抗できます。

1 1 その他

1. 契約内容の改定

当社は、社会情勢の変化・経済事情の変動・各システム変更・関連法規変更及び順守に伴い、当社が必要と判断した場合は、本規約及び契約内容等を予告なしに追加・訂正・加筆等により改定があるものとします。変更内容については、当社のホームページあるいはレキオス倶楽部代理店への通知において、お知らせし、レキオス倶楽部代理店が異議を述べずに次の取引を行った場合は、変更内容に了解したものとします。

2. レキオス倶楽部代理店ページの中断・停止等

当社は、レキオス倶楽部代理店ページの稼動状態を良好に保つために、以下に該当する場合、予告なしにレキオス倶楽部代理店ページの提供の全てあるいは一部を停止することがあります。

- ①システムの定期保守及び緊急保守のために必要な場合
- ②システムに負荷が集中した場合
- ③火災、停電、第三者による妨害行為などによりシステムの運用が困難になった場合
- ④その他、やむを得ずシステムの停止が必要と当社が判断した場合

3. 免責

- ①通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止、データへの不正アクセスにより生じた損害によってレキオス倶楽部代理店に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。
- ②当社は、ウェブページ・サーバー・ドメインなどから送られるメール・コンテンツに、コンピューターウイルスなどの有害なものが含まれていないことを保証いたしません。

4. 相互協力義務

当社、サービス提供会社及びレキオス倶楽部代理店は、相互に相手方の立場を尊重し、友好関係を維持し、本規約の定めのない事項については、誠意をもって協議し定めるものとします。

5. 準拠法・管轄裁判所

利用規約に基づき締結された契約に関する準拠法は日本法とし、レキオス倶楽部代理店と当社の関係における一切の紛争について、当社所在地における那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします

1 2 クーリングオフ

1. 契約書面の受領日から起算して 20 日間は書面により契約を解除(クーリングオフ)することができます。またその効力は書面を発信した日(郵便消印日付)から発生します。クーリングオフを行った場合は、返品費用は当社が負担し、お客様は損害賠償、違約金等を請求されることはありません。また、すでに年会費や月会費が支払われている場合は支払い済みの登録料等の費用全額を速やかに返金します。ハガキにレキオス倶楽部代理店番号、氏名、住所、連絡先、申込日、商品受領日及びクーリングオフの旨を記入の上、当社宛に郵送ください。なお、書面を郵送される際は、簡易書留のご利用をお勧めします。
2. 上記クーリングオフの行使を妨げるために、事業者または勧誘者が不実のことを告げたためにお客様が誤認し、または威迫され困惑し、クーリングオフができなかった場合は、当社からクーリングオフできる旨の書面を受領し、その内容について口頭で説明を受けた日から起算し 20 日間はクーリングオフができます。

1 3 WEB 申込

本規約をお読みになり賛同された方は、WEB ページよりお申込みいただけます。

弊社までご連絡の上、申込用 URL をお受け取り下さい。

連絡先：098-941-3365

付則

本規約は、2022 年 2 月 1 日から制定実施します。

株式会社レキオスソーシャルネットワーク

〒902-0068 沖縄県那覇市真嘉比 1-1-1 レキオスおもろまち駅前ビル 7F

TEL：098-941-3365 Fax：098-41-3191

20220201β-4

別表

取扱商品

LEQUIOS モバイル (30G 定額プラン)	第一種通信事業者の回線を使用した SIM カード ・通信容量：30GB ・通話：従量課金制
LEQUIOS 光 ※1 (LEQUIOS ダイレクト)	通信局から設置場所まで直接接続するため、他の回線との共有がなく大容量・高速・高スペックのデータ通信が可能となります。 ・理論値：1 G～10 Gbps ・実測値（1 Gbps 回線利用時） 下り 946.91 Mbps 上り 884.29 Mbps
LEQUIOS 光 ※1 (LEQUIOS スマートウェイ)	独自のスイッチ技術により回線へのアクセスが集中した場合も空いている回線へと誘導し接続するため回線の混雑状況に影響なく安定した通信が可能となります。 ・理論値：1 G～10 Gbps ・実測値 下り 355.30 Mbps 上り 630.28 Mbps

※1 インターネットご利用時の速度は、お客様の利用環境や混雑状況によって低下する場合があります。記載の最大通信速度は技術規格上の最大値であり実使用速度を示すものではありません。